

# 中山町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

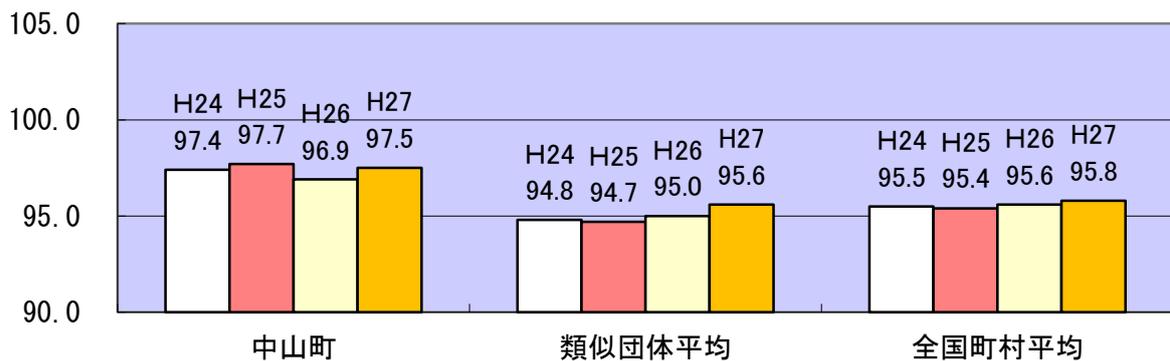
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	11,858	6,320,496	246,596	780,387	12.3	15.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	86	317,867	45,312	113,873	477,052	5,547	5,527

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ等に取り組むとされている。

#### ① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容） 行政職給料表について、山形県の見直しの内容を踏まえ、平均0.4%引上げ。

技能労務職員給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

勤勉手当

支給割合について、山形県に準じて下記のとおり見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）。

勤勉手当	
改定前	1.4 月分 (0.7 月分)
改定後	1.55 月分 (0.75 月分)

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(5) 特記事項

財政難に伴い、平成 27 年度は次の給与抑制措置を実施している。

- ・ 特別職等の給料削減（町長 20%、副町長 10%、教育長 8%）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中山町	40.1 歳	298,663 円	339,218 円	318,731 円
山形県	44.3 歳	347,600 円	433,900 円	374,200 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.6 歳	305,791 円	360,437 円	329,664 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
中山町	45.9 歳	5 人	333,420 円	366,735 円	359,437 円
うち 自動車運転手	*	2 人	*	*	*
うち 用務員	49.2 歳	3 人	349,633 円	367,916 円	371,717 円
山形県	47.2 歳	524 人	335,500 円	373,900 円	355,200 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
類似団体	50.8 歳	7 人	290,907 円	309,966 円	300,363 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中山町	—	—	—	—
うち 自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	51.6 歳	179,500 円	*
うち 用務員	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.84

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中山町	—	—	—
うち 自動車運転手	*	2,380,000 円	*
うち 用務員	6,032,359 円	2,774,400 円	2.17

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 24 年～26 年の 3 年平均）。運転手は県別データ、用務員は全国データ。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「\*」としている。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		中山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	178,400円	178,400円	一般職 174,200円
	高校卒	145,500円	145,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	142,600円	140,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数			
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	277,850円	311,800円	359,700円	386,575円
	高校卒	*	*	—	359,680円
技能労務職	高校卒	*	*	*	*

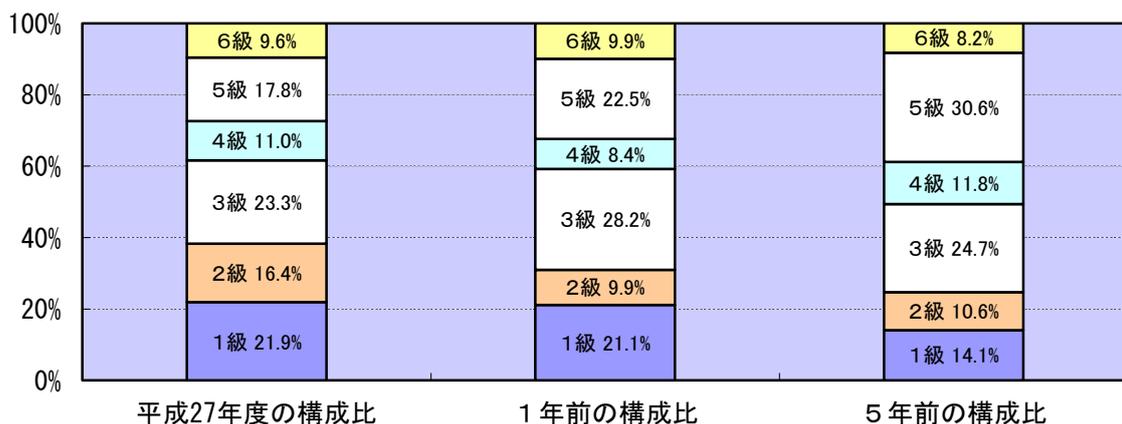
- (注) 1 「—」は、対象となる職員がないことを示す。  
 2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「\*」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	16人	21.9%	143,300円	251,700円
2級	主任	12人	16.4%	194,500円	309,900円
3級	主査	17人	23.3%	231,600円	356,800円
4級	専門員	8人	11.0%	265,900円	388,500円
5級	統括	13人	17.8%	292,800円	400,800円
6級	課長・事務局長	7人	9.6%	324,300円	418,400円
合計		73人	100.0%		

- (注) 1 中山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において、所属長が各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号級数を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中山町	山形県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,298千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,608千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.40月分) (0.70月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45月分) (0.70月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

基準日前6か月間において懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

区分	中山町		国		
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年	
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.58250月分	29.145月分	34.58250月分
	勤続35年	41.325月分	49.59000月分	41.325月分	49.59000月分
	最高限度額	49.590月分	49.59000月分	49.59月分	49.59000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
退職時の特別昇給	—		—		
1人当たり平均支給額	23,270千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された額の平均額である。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給していません。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	23,142 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	263 千円
支給実績（平成 25 年度決算）	18,452 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	212 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

各種選挙関連の時間外勤務手当を含む（平成 25 年度…参議院議員通常選挙、平成 26 年度衆議院議員総選挙、町長選挙）。

## (6) その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000 円 ○一般の扶養親族 6,500 円 *職員に配偶者がいない場合、うち 1 人のみ 11,000 円 *満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合 1 人当たり 5,000 円加算	同じ		千円 10,352	円 225,851
住居手当	○借家 限度額 27,000 円	同じ		3,877	304,078
通勤手当	○交通機関利用者 運賃等相当額（1 月当たり限度額 55,000 円） ○交通用具使用者 片道 2 km 以上の者に、使用距離により支給（1 月当たり限度額 24,500 円）	異なる	交通用具（自動車等）使用者に対する支給額が、通勤距離の区分に応じ、国よりも月額 100 円から 7,100 円少ない	3,273	47,551
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額 10%	異なる	国は給料表別、職務の級別、区分別に定額支給	3,574	446,771
管理職員特別勤務手当	次の場合に支給。 ○管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合、勤務 1 回につき 4,000 円） ○災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合（勤務 1 回につき 2,000 円）	異なる	国は管理職員の占める官職に係る俸給等の区分別に定められた額を支給	0	0
寒冷地手当	○扶養親族のある世帯主である職員 17,800 円 ○扶養親族のない世帯主である職員 10,200 円 ○世帯主でない職員 7,360 円	同じ		6,017	63,094

## 5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町 長	656,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円/507,500 円
	副 町 長	571,500 円 (635,000 円)	680,000 円/404,600 円
報酬	議 長	310,000 円	408,000 円/218,000 円
	副 議 長	255,000 円	340,000 円/174,000 円
	議 員	240,000 円	320,000 円/155,000 円
期末手当	町 長	(平成27年度支給割合) 6月:1.4月分 12月:1.5月分 計:2.9月分	
	副 町 長		
	議 長		
	副 議 長		
通勤手当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
寒冷地手当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額(820,000円)×在職月数×0.567 (1期の手当額) 22,317,120円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	副 町 長	(算定方式) 給料月額(635,000円)×在職月数×0.331 (1期の手当額) 10,088,880円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

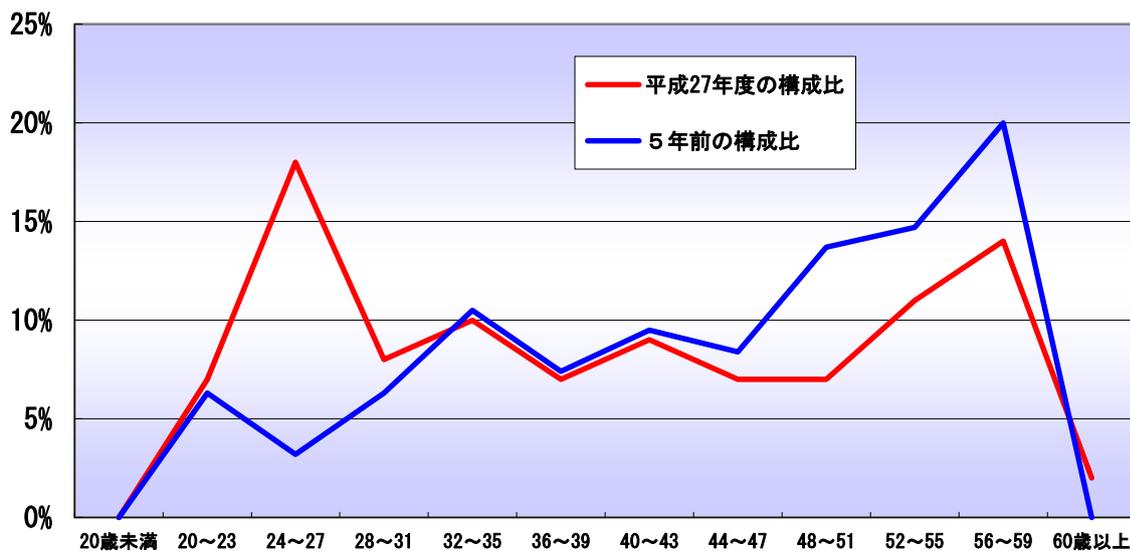
部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総 務	27	26	1	地方人口ビジョン、地方版総合戦略策定関係の業務増 数年前から欠員があり、臨時職員等で補充していた分を 正職員の配置で補充
		税 務	8	7	1	
		農林水産	7	7		
		商 工	2	2		
		土 木	6	6		
		民 生	13	13		
		衛 生	7	7		
	小 計	72	70	2		
	教育部門	17	16	1	昨年度、欠員を臨時職員で補充していた分を正職員で 補充	
小 計	89	86	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.05人 (類似団体の平均職員数 103.49人)		

公営企業等 会計部門	国保	4	4		
	下水道	3	3		
	介護保険	4	3	1	介護保険制度改正による業務増
	小計	11	10	1	
合計	100 [104]	96 [104]	4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.33人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。(教育長を含む。)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	7	18	8	10	7	9	7	7	11	14	2	100

(注) 教育長は含まない。

(3) 職員数の推移

年度 部門別	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	66	67	67	67	70	72	6 (+9.1%)
教育	17	17	18	19	16	17	0
普通会計	83	84	85	86	86	89	6 (+7.2%)
公営企業等 会計	11	11	10	10	10	11	0
総合計	94	95	95	96	96	100	6 (+6.4%)

(注) 各年度における「定員管理調査」において報告した部門別職員数である。